

広告郵便物の承認条件の緩和

【お知らせ】

○ 2021年4月1日(木)承認請求受付分から、広告郵便物の承認条件を緩和します。

《緩和内容》

- ・ 広告主から依頼を受けた顧客リストを保有する事業者が、承認請求者(差出人)となり、広告主の広告を行うことを目的とするものについて、所定の条件(※)を満たすことにより、承認請求者(差出人)自身の広告として取り扱います(以下「代行リストDM」と呼称します。)

※ 所定の条件 : 広告郵便物として承認を受けようとする印刷物に「代行リストDM」であることを示す文言(他社(広告主)の委託を受けて自社(差出人)の会員宛に差し出している旨の文言)の記載が必要。

(例)

この郵便物は〇〇株式会社様の委託を受け、××カードの会員の皆様にお送りしています。

【代行リストDMのイメージ】



「代行リストDM」の記載イメージ

このDMは、「着物の〇〇」様の委託を受け、××カード会員の皆様にお送りしています。

着物の〇〇
成人式振袖展示会のお知らせ

.....
期間：X月X日(●)～X日(●)
時間：9:00～16:00
場所：着物の〇〇全店舗で開催

差出人：××カード

他社(広告主)の委託を受けて自社(差出人)の会員宛に差し出している旨の文言(広告主を特定できる名称等を含む。)を明瞭に記載してください。

(広告郵便物承認請求時のお願い)

広告郵便物の承認事務の円滑化の観点から、代行リストDMに該当するものについては、広告郵便物承認請求書の余白に「〇〇社からの要請を受けて自社の会員宛に送付するものである」旨の文言を記載していただきますようお願いいたします。